

京都市上下水道事業告示第15号

京都市指定給水装置工事事業者規程第4条第1項の規定に基づき、次の者を京都市指定給水装置工事事業者として指定し、同規程第10条第1号の規定に基づき告示します。

平成17年7月20日

京都市公営業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市山科区日ノ岡石塚町44番地の34

中江設備

中江 光男

京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目10番地11

松本工業有限会社

代表取締役 松本 和彦

京都市上京区千本通五辻上る牡丹鉾町564番地

津田管工業所

津田 裕幸

滋賀県草津市大路三丁目4番34号

ホワイトウォーター

尾崎 陽一

京都市西京区大枝西新林町三丁目3番地22

京都遺跡サービス株式会社

代表取締役 山川 博行

京都府八幡市八幡双栗48番地の30

有限会社森川設備

代表取締役 森川 貞美

(上下水道局水道部給水課)